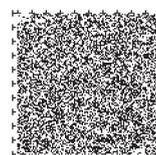


第2部  
施策の方向





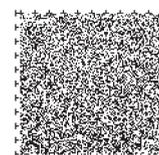
## 第2部 施策の方向

## 柱1 男女がともに活躍できる社会の実現



## ＜現状・課題＞

- 女性の就業者数は増加し、就業者全体に占める女性の割合も半数近くとなっています。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、女性就業者の約5割が出産や子育てを機に離職しています。
- 福岡県内の25歳～44歳の就業を希望する女性は、9万人を超えており、うち、子育て等で求職活動をしていない女性は3万人にのぼっています。子育て中の女性が安心して就職できるよう、きめ細かな就職支援を行うとともに、仕事と家庭が両立できる職場づくりを推進することが必要です。
- 非正規雇用労働者の割合は、男性が2割程度であるのに対し、女性は5割を超えています。また、本県における令和元（2019）年の所定内給与額（月額）は、男性の給与水準を100とした場合、女性は74.7となっており、男女間の賃金格差が生じています。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、非正規雇用労働者の就業継続に影響が生じています。非正規の割合が高い女性の就業確保が必要です。
- 女性活躍推進法の制定等により、企業における女性の採用、人材育成・管理職への登用は一定程度進み、県・市町村・民間事業所等における管理的業務に従事する女性の割合は、平成29年には福岡県は17.3%となっています。これは、全国平均（14.8%）より高くなっていますが、男性と比べると低く、国が目標として掲げている「指導的地位に占める女性の割合30%」には及ばない状況です。
- 令和元（2019）年に女性活躍推進法が改正され、女性の活躍に関する一般事業主行動計画の策定・公表義務対象事業者の範囲が拡大されるとともに、女性の活躍状況に関する情報公表が強化されています。
- 県民意識調査では、職場において男女の地位が平等と回答している人は、全体の約25%で、半数以上が男性優遇と回答しています。管理職への女性の登用を進めるためには、男性優位の意識を変えるとともに、出産・育児のためにキャリアを中断することなく就業継続することや、性別に関わらず人材育成を行うことが必要です。



- 農林水産業や商工業は、地域経済を支える重要な産業であり、女性の能力を活かした経営参画を一層進める必要があります。
- 共働き世帯数は、年々増加し、いわゆる専業主婦世帯の約2倍となっていますが、平成28(2016)年度の社会生活基本調査によると、男性が家事を行う割合は、2割程度にとどまっています。また、育児休業取得率は、女性が9割を超えているのに対し、男性は1割にも満たず、男性従業員の育児参画に対する職場の理解促進や柔軟な働き方が必要です。
- 長時間労働の是正など労働環境の改善に関わる法制度の整備は進んでいるものの、国の労働力調査によると週60時間以上就業している割合は、女性の約5%に対し男性は約15%と高い状況にあります。中でも、30代や40代は、他の年代よりも割合が高く、男性が地域活動や家事、子育てに積極的に関わりにくい状況にあります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により在宅勤務の取組みが拡大しており、これを、仕事と生活の両立を進める手法として活用していくことが重要です。
- 人口が減少する中、住みよい地域づくりを進めていくには、女性が地域の意思決定や政策決定の場に参画していくことや、働く世代の男女が活動を担っていくことなど地域活動の担い手の多様化が求められています。
- 県の審議会委員に占める女性の割合は、42%を超えていますが、市町村の審議会においては32.9%で、登用率は全国で1位であるものの更なる登用が必要です。

## <施策の方向>

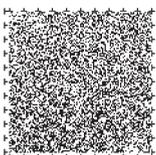
### (1) 働く場における女性の活躍推進

#### ① 男女の均等な雇用及び待遇の確保

- 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメントなど、従業員の能力発揮を阻害する職場におけるハラスメント防止対策の促進を図ります。

#### 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
働く女性のハンドブックの作成・周知	男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法や両立支援制度など女性労働者に関係深い法制度等についてわかりやすく解説したハンドブックを作成し、普及啓発に努めます。	1-(1)③	労働局新雇用開発課

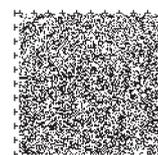


施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
トップリーダー啓発事業(企業に対する啓発)	事業主及び企業の人事労務責任者等を対象に、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係法制度等の周知徹底を図るための研修会を実施します。	1-(1) ② 2-(1) ③	労働局新雇用開発課
労働講座の実施	勤労者、事業主、人事・労務担当者等を対象として、労働問題等についての講座を開催し、学習の機会を提供します。	1-(1) ③	労働局労働政策課
労働相談の実施	労使関係、労働条件、労働福祉等に関する問題の解決のため事業主や労働者を対象とした情報提供や労働相談等を行います。	1-(1) ③ 2-(1) ③	労働局労働政策課
総合相談・専門相談の実施	生き方や離婚・家族関係などすべての人が抱える広範囲な悩みに関する総合相談(電話・メール・面接)を実施します。総合相談のうち、専門家の助言が必要な場合には専門相談(法律相談、就業援助相談など)を実施します。	1-(1) ③ 2-(1) ③ 2-(2) ②	男女共同参画推進課
職員に対するハラスメント防止対策	ハラスメント防止に係る研修を職員研修所で実施するほか、所属研修を実施する際の活用資料の情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。	2-(1) ③	人事課
	ハラスメントについて、職員研修所における研修受講の促進や所属研修を実施する際の活用資料等の情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。	2-(1) ③	教育庁総務企画課
	ハラスメントに関し、メールマガジン等による情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。	2-(1) ③	教育庁教職員課
	良好な職場環境を確保するため、各種教養を通じてハラスメントに関する職員の意識改革を行うなど、ハラスメント防止対策を推進します。	2-(1) ③	警察本部警務課

※マタニティハラスメント：妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うこと  
 ※パタニティハラスメント：育児休業などを取得しようとする男性に対する嫌がらせを行うこと

## ② 雇用の場における女性の育成・登用推進

- 女性が活躍しやすい職場づくりを進めるため、県内の経済団体や行

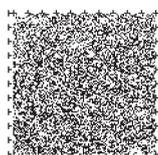


政機関等と連携し、社会全体の気運の向上や企業への働きかけを行います。

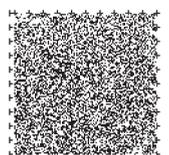
- 女性の職域を広げ、各職場で個性や能力、リーダーシップを発揮し、管理職等として活躍できるよう、女性の人材育成を進めます。
- 県における女性職員の人材育成や管理職への登用を積極的に進めるとともに、市町村における女性職員の管理職等への登用について調査、公表、助言します。

**【主要な施策、事業、取組み】**

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
トップリーダー啓発事業（企業に対する啓発）	事業主及び企業の人事労務責任者等を対象に、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係法制度等の周知徹底を図るための研修会を実施します。	1-(1) ① 2-(1) ③	労働局新雇用開発課
企業への専門家派遣	個別企業に対して社会保険労務士や中小企業診断士といった専門家を派遣し、女性登用、仕事と家庭の両立支援などに向けて、一般事業主行動計画の策定や就業規則の見直し等、企業の実情に応じた具体的なアドバイスを実施します。	1-(2) ①	男女共同参画推進課（女性活躍推進室）
女性活躍推進のための官民連携基盤強化	経済団体や業界団体等と女性活躍に向けた課題や方策等について協議し、官民一体となって企業の女性活躍に向けた取組みを推進します。		男女共同参画推進課（女性活躍推進室）
女性の就業が少ない業界への支援	女性の就業が少ない業界において、就職から就業継続に向けた先駆的な取組みを発信する講演会の開催や、女性雇用のメリットやノウハウを紹介する冊子を作成する等、業界の取組みを支援します。		男女共同参画推進課（女性活躍推進室）
変化の時代をリードする女性人材育成強化事業	ポストコロナの変化の時代を見据えた実践的な人材を育成するとともに、女性人材の裾野を広げるよう課長級・係長級・若手といった階層別人材育成研修を実施します。		男女共同参画推進課（女性活躍推進室）
競争入札参加資格審査における「女性の活躍推進」加算制度	県の競争入札参加資格審査の地域貢献活動評価項目に「女性の活躍推進」を設け、女性従業員の登用を進める事業所を支援します。		男女共同参画推進課（女性活躍推進室）
企業、経済団体、関係行政機関等と連携した取組の推進	経済団体や関係行政機関、市町村と連携し、女性の人材育成や登用推進に向けた企業等の制度整備や職場風土の変革の推進を支援します。		労働局新雇用開発課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
公立大学法人福岡女子大学における女性リーダー養成事業	公立大学法人福岡女子大学において、企業の管理職等の女性を対象に、トップリーダーとして必要な素養を身につけ、ネットワークを構築するための研修を実施します。		私学振興・青少年育成局政策課
女性医師キャリア形成支援事業	女性医師のネットワーク構築及びキャリア教育の支援により、女性医師のキャリア形成を支援し、就業継続や復職の促進を図ります。	1-(2) ①	医療指導課 (医師・看護職員確保対策室)
女性職員の積極的登用・育成	女性職員の管理職登用の拡大を図るとともに、将来の管理職候補となる係長及び課長補佐相当職への女性職員の登用を積極的に推進します。女性職員の職域拡大を一層推進し、研修などを活用した人材育成に取り組むとともに、管理職を中心とした職員の意識改革を通じて、個々の職員が持つ能力を十分に発揮できる職場づくりを推進します。		人事課
			教育庁総務企画課
女性教職員の積極的登用・育成	女性教職員の管理職登用の拡大を図るとともに、中堅的なリーダーとなる主幹教諭や指導教諭への登用及び主任・主事の育成を促進します。また、研修等を活用した女性の人材育成に取り組むとともに、管理職を中心とした教職員の意識改革を通じて、個々の教職員が持つ能力を十分に発揮できる職場づくりを推進します。		教育庁教職員課
女性警察官の採用・登用の拡大 女性警察官・職員の育成と効果的な配置の促進	全警察官に占める女性警察官の割合の拡大を図り、各種訓練などを通じて、女性警察官の能力向上に努めます。また、幹部としての能力を備えた女性警察官・職員の育成を図るとともに、効果的な配置を推進します。		警察本部 警務課 教養課
女性当直研修会	全警察官に占める女性警察官の割合の拡大を図り、各種訓練などを通じて、女性警察官の能力向上に努めます。		警察本部 警務課
女性職員等の意識改革のための取組の推進	女性の活躍を推進するための研修を実施します。		人事課
副市町村長・人事担当課長会議等での助言	副市町村長・人事担当課長会議等において、女性の登用・採用の促進を助言します。		市町村支援課
市町村女性職員の登用状況調査・公表	市町村における女性管理職の登用状況を調査し、結果の取りまとめ及び公表を行います。		男女共同参画推進課



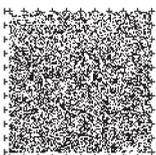
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
市町村条例・計画策定状況の調査・公表	市町村の男女共同参画に関する条例、計画の策定状況を調査し、未策定市町村への助言、策定・更新状況を公表します。		男女共同参画推進課
自治体事業主行動計画策定状況調査・公表	女性活躍推進法に基づく自治体の事業主行動計画について、市町村の策定状況調査結果を取りまとめ、公表します。		男女共同参画推進課(女性活躍推進室)
行政職員のための男女共同参画セミナー	行政職員を対象としたセミナーを開催し、市町村行政を担う職員の男女共同参画への理解促進を図ります。		男女共同参画推進課

### ③ 非正規雇用労働者の処遇改善、正規雇用への転換支援

- パートタイム労働法などの労働関連法制度の周知・啓発を行うことにより、正規労働者との均等・均衡待遇の確保を図ります。また、企業への働きかけを通して正規雇用を目指す女性への支援を行います。
- 正規雇用への転換を促進するため、非正規で働くことへの不安の軽減や仕事に役立つ知識を得る講座を実施します。

#### 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
働く女性のハンドブックの作成・周知	男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法や両立支援制度など女性労働者に関係の深い法制度等についてわかりやすく解説したハンドブックを作成し、普及啓発に努めます。	1-(1) ①	労働局新雇用開発課
労働講座の実施	勤労者、事業主、人事・労務担当者等を対象として、労働問題等についての講座を開催し、学習の機会を提供します。	1-(1) ①	労働局労働政策課
労働相談の実施	労使関係、労働条件、労働福祉等に関する問題の解決のため事業主や労働者を対象とした情報提供や労働相談等を行います。	1-(1) ① 2-(1) ③	労働局労働政策課
総合相談・専門相談の実施	生き方や離婚・家族関係などすべての人が抱える広範囲な悩みに関する総合相談(電話・メール・面接)を実施します。総合相談のうち、専門家の助言が必要な場合には専門相談(法律相談、就業援助相談など)を実施します。	1-(1) ① 2-(1) ③ 2-(2) ②	男女共同参画推進課



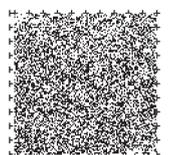
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
正規雇用促進企業支援センター	県内企業における正規雇用の拡大を図るため、国や関係機関と連携し、企業へのきめ細かな支援により、労働者の職業的安定を促進するとともに、企業における人材の確保を行います。		労働局労働政策課

④ 女性の就業支援

- 子育て中の女性を対象に求人開拓、就職あっせんまでの一貫した就職、再就職の支援を行うとともに、就職に向けた技術・資格の取得をめざし、多様な職業訓練を行います。
- 取得した資格や経験を生かして就業できるよう支援を行います。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
子育て女性就職支援センター事業	子育て中の女性を対象に就職相談、就職支援情報や保育情報の提供、就職サポートセミナーの開催や求人開拓、就職あっせんまで一貫した支援を行います。	2-(1) ① 2-(2) ①	労働局新雇用開発課
子育て中の方の就職に向けた職業訓練	民間教育訓練機関等を活用した委託訓練の中で、短時間訓練、託児付訓練、e-ラーニングなど子育て中の方が受講しやすいコースを実施します。		労働局職業能力開発課
福岡県保育士・保育所支援センター	増大する保育需要に対応する保育士確保を図るため、センターにコーディネーターを配置し、結婚や子育て等で保育現場を離れている保育士有資格者を対象とした保育所へ就職支援等を行います。あわせて、保育士資格の届出制度及び保育人材の相談支援を開始し、潜在保育士の復職支援を強化します。		子育て支援課
福岡県ナースセンター事業	離職した看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）が職場に復帰できるよう、県ナースセンターにおいて復職支援研修や無料職業紹介などの取組を進めます。		医療指導課（医師・看護職員確保対策室）
女性起業家の育成支援	県内の関係金融機関、起業支援機関と連携し、起業を目指す女性、起業後間もない女性に対する支援を行います。		新事業支援課



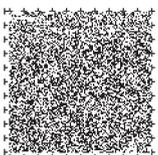
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
中小企業融資制度の活用	創業に必要な資金の融資を促進し、地域の産業振興を図ります。		中小企業振興課
女性向け創業巡回相談	創業を目指す女性や創業して間もない女性の様々な課題や問題について、県内4地域で女性の専門家が相談を実施します。		新事業支援課

### ⑤ 農林水産業・商工業等における女性の経営参画の促進

- 起業を希望する女性に対し、女性が起業する際の課題などを踏まえた支援等を行い、女性の起業を促進します。
- 女性の労働への評価を高め、経営参画を進めるとともに、女性農林漁業者の起業促進に向けた取組みを行います。

#### 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
家族経営協定締結の推進	家族経営協定締結の推進及び締結内容の充実・実践を促進します。		経営技術支援課
女性農林漁業者の活躍促進対策	起業家育成塾の開催、専門家による個別指導、新商品開発、機器整備の支援を行うとともに女性農林漁業者の活躍を広くPRすることにより、女性農林漁業者の活躍を促進します。		経営技術支援課
漁協女性部協議会育成助成	漁協女性部協議会が行う研修等を支援し、女性漁業者の経営参画を促進します。		水産局水産振興課
農村女性リーダーの育成と活動支援	地域の牽引役となる農村女性リーダーの認定、育成を行うことにより、女性農業者の経営参画の促進を図ります。	1-(3) ②	経営技術支援課
商工会女性部活動の支援	商工会等の女性部(女性経営者等で構成)が行う社会福祉・環境保全活動などの自主的な活動を支援し、地域中小企業の活性化を促進します。	1-(3) ②	中小企業振興課



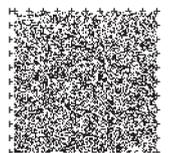
## (2) 働き方改革、仕事と生活の両立

### ① 多様で柔軟な働き方の推進

- 長時間労働是正に向けた啓発や、男性の育児休業取得・育児参画の促進など、企業における仕事と生活の両立支援の取組みを促進します。
- 男女がともに、仕事と生活の両立を進めるうえで有効な働き方であるテレワークの活用を推進します。
- 企業の経営者が従業員の仕事と子育ての両立を支援する取組みを自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の登録拡大と宣言企業における取組内容の充実を図り、仕事と子育ての両立ができる職場づくりを推進します。
- 企業の経営者が従業員の仕事と介護の両立を支援する取組みを自主的に宣言する「介護応援宣言企業」の登録拡大を図り、従業員が仕事と介護を両立しながら、働き続けることができる職場づくりを推進します。
- 県における男性職員の育児休業取得促進など仕事と生活の両立の促進を図ります。

### 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
子育て応援宣言企業の推進	企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」の登録拡大と、男性の育児参加やテレワークの導入促進など取組内容の充実を図り、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進します。	1-(3) ③	労働局新雇用開発課
介護応援宣言企業の推進	企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と介護の両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「介護応援宣言企業登録制度」の登録拡大を図り、仕事と介護を両立できる職場づくりを推進します。	1-(3) ③	労働局新雇用開発課
介護と仕事の両立相談支援事業	家族の介護が必要となっても働き続けることができるよう、介護保険サービス、介護休業制度等の周知を含めた出前講座・相談を実施することで、介護と仕事の両立を支援します。	1-(2) ② 1-(3) ③	高齢者地域包括ケア推進課
企業への専門家派遣	個別企業に対して社会保険労務士や中小企業診断士といった専門家を派遣し、女性登用、仕事と家庭の両立支援などに向けて、一般事業主行動計画の策定や就業規則の見直し等、企業の実情に応じた具体的なアドバイスを実施します。	1-(1) ②	男女共同参画推進課(女性活躍推進室)



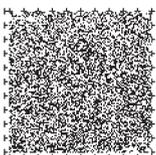
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
女性医師確保支援事業	短時間勤務や当直免除等を利用する女性医師の代替医師にかかる経費を一部補助し、女性医師の就労環境改善を促進します。		医療指導課 (医師・看護職員確保対策室)
女性医師キャリア形成支援事業	女性医師のネットワーク構築及びキャリア教育の支援により、女性医師のキャリア形成を支援し、就業継続や復職の促進を図ります。	1-(1) ②	医療指導課 (医師・看護職員確保対策室)
女性の就業継続促進及び男女の働き方の見直し	若者・女性・高齢者などの多様な人材がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を發揮できる魅力ある職場づくりに向けた実践的な研修を実施するほか、企業内の働き方改革の取組を宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」に対し、フォローアップを行うなど、働き方改革の実践に向けた取組を実施します。	1-(3) ③	労働局労働政策課
男性職員の育児休業等取得促進	育児休業等制度の周知と育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、育児休業中の職員に対し適宜情報提供を実施します。		人事課
男性教員・男性職員の育児休業等取得促進			教育庁総務企画課 教育庁教職員課
男性警察官・男性職員の育児休業取得促進			警察本部警務課

## ② 仕事と生活が両立できる環境の整備

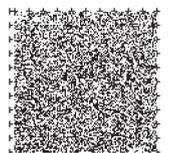
- 待機児童の解消や、多様なニーズに対応した保育サービス等の充実を図るとともに、老人福祉施設等の整備促進や介護サービスの充実により、仕事と子育て、介護との両立を支援します。

### 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
育児休業者、介護休業者生活資金融資制度の実施	育児、介護休業を取得された方を対象に、休業期間中に必要とする生活資金を無担保・低金利・長期にわたって貸与するための融資制度を実施します。	1-(3) ③	労働局労働政策課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
保育所	保育所の認可、指導監督を行います。質の高い幼児教育・保育を提供できるよう環境の充実を図るため、保育所整備による定員拡大や保育の担い手である保育士の処遇改善や研修を実施します。 また、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。		子育て支援課
認定こども園	幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を行い、幼保連携型以外(幼稚園型、保育所型、その他の型)の認定こども園の認定を行います。質の高い幼児教育・保育の提供が行われるよう、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付を行います。		子育て支援課
認定こども園	施設型給付による財政支援を行い、就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を図ります。		子育て支援課
小規模保育事業等	市町村が認可を行う小規模保育事業所等で、質の高い幼児教育・保育を提供できるよう、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。また、環境の充実を図るため、施設整備による定員拡大や創設を実施します。		子育て支援課
延長保育、病児保育	働く女性の増加や通勤時間の長時間化等に伴う保育需要に対応するため、延長保育の促進に努めます。子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、病院等に併設された施設等で児童を一時的に保育する病児保育事業の促進に努めます。		子育て支援課
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を放課後や夏休み等の長期休暇に専用施設や余裕教室等で預かり、放課後児童支援員を配して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。		私学振興・青少年育成局 青少年育成課
介護保険対策事業	介護サービスが充実されるよう、介護支援専門員実務研修受講試験や各種研修を実施することで介護支援専門員の養成、資質の向上を図ります。		高齢者地域包括ケア推進課
	介護サービス事業所の指導・育成を行うことにより、介護サービスの充実を図ります。		介護保険課
介護と仕事の両立相談支援事業	家族の介護が必要となっても働き続けることができるよう、介護保険サービス、介護休業制度等の周知を含めた出前講座・相談を実施することで、介護と仕事の両立を支援します。	1-(2) ② 1-(3) ③	高齢者地域包括ケア推進課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
老人福祉施設等の整備促進	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等の老人福祉施設等の創設、改築などの整備を促進します。		介護保険課

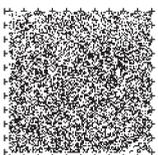
### (3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進

#### ① 自治会等地域コミュニティの運営における男女共同参画の推進

- 女性の役員への参画促進、働く世代の男女に地域活動に参加することを促す工夫や好事例の紹介などを、市町村等と連携して積極的に展開します。
- 役職を受けることについて、知識や能力の面での不安や責任が重いことを負担と感じる女性も多いことから、女性リーダーの育成に向けた研修等を行います。

#### 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
地域における女性の活躍推進	地域活動に積極的に関わっている女性等を対象に、市町村・男女共同参画センター・地域団体が連携して、地域の課題を解決するために必要な知識やスキルを習得するための研修を実施します。		男女共同参画推進課
トップリーダー啓発事業	各種団体のトップが集まる会議・研修会等の場に、その団体に適した講師を派遣し、男女共同参画の意識の醸成を図ります。		男女共同参画推進課
地域のリーダーを目指す女性応援事業	地域の政策決定の場への女性の参画を進めるため、リーダーとなる女性を育成します。		男女共同参画推進課
男女共同参画の視点を持った災害対応人材育成事業	男女共同参画の視点をもって防災・復興に対応できる人材の育成を通じて、平常時からの地域コミュニティの男女共同参画を推進します。	2-(4)	男女共同参画推進課
女性団体のネットワークとの連携	福岡県内の女性団体・グループが相互に情報交換、交流を深めるために組織された「福岡県男女共同参画推進連絡会議(愛称:ふくおかみらいねっと)」の取組を支援します。		男女共同参画推進課



② 地域づくり・社会活動への女性の活躍推進

- 女性が主体的に活動している団体による地域活性化や地域の課題解決に向けた取組みを支援し、先進事例の情報発信を図ることにより、地域づくりへの女性の参画を促進します。

【主要な施策、事業、取組み】

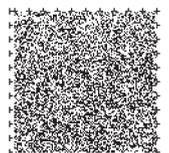
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
地域づくり団体への支援	「地域づくりネットワーク福岡県協議会」への女性が主体的に活動している団体の加入促進を行い、情報提供、団体相互の交流推進、表彰など活動の支援を行います。		広域地域振興課
好事例の情報収集、提供	地域づくりの様々な活動に女性が参画した事例などの情報収集及び発信を行い、女性の参画を促進します。		男女共同参画推進課
農村女性リーダーの育成と活動支援	地域の牽引役となる農村女性リーダーの認定、育成を行うことにより、女性農業者の経営参画の促進を図ります。	1-(1) ⑤	経営技術支援課
商工会女性部活動の支援	商工会等の女性部(女性経営者等で構成)が行う社会福祉・環境保全活動などの自主的な活動を支援し、地域中小企業の活性化を促進します。	1-(1) ⑤	中小企業振興課

③ 男性の暮らし方の変革

- 「家事・育児・介護」の負担が女性に偏り、生活の質への影響、就業継続や仕事との両立の難しさにつながっている現状を改善するため、男性に期待されている「仕事」のあり方や男性自身の「仕事」への向き合い方の変革と併せて、男性の「家事・育児・介護」への参画を促進します。

【主要な施策、事業、取組み】

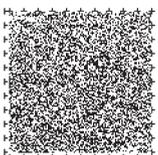
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
育児休業者、介護休業者生活資金融資制度の実施	育児、介護休業を取得された方を対象に、休業期間中に必要とする生活資金を無担保・低金利・長期にわたって貸与するための融資制度を実施します。	1-(2) ②	労働局労働政策課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
子育て応援宣言企業の推進	企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」の登録拡大と、男性の育児参加やテレワークの導入促進など取組内容の充実を図り、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進します。	1-(2) ①	労働局新雇用開発課
介護応援宣言企業の推進	企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と介護の両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「介護応援宣言企業登録制度」の登録拡大を図り、仕事と介護を両立できる職場づくりを推進します。	1-(2) ①	労働局新雇用開発課
介護と仕事の両立相談支援事業	家族の介護が必要となっても働き続けることができるよう、介護保険サービス、介護休業制度等の周知を含めた出前講座・相談を実施することで、介護と仕事の両立を支援します。	1-(2) ① 1-(2) ②	高齢者地域包括ケア推進課
女性の就業継続促進及び男女の働き方の見直し	若者・女性・高齢者などの多様な人材がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりに向けた実践的な研修を実施するほか、企業内の働き方改革の取組を宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」に対し、フォローアップを行うなど、働き方改革の実践に向けた取組を実施します。	1-(2) ①	労働局労働政策課

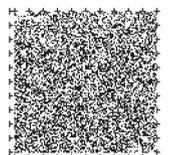
#### (4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

- 福岡県の審議会等における女性委員の比率の維持・向上を目指して、全ての関係部局において女性委員の登用を進めます。
- 市町村に対し、審議会等の女性登用促進に向けて状況把握及び女性人材の情報提供等を行います。
- 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、実態の調査や情報の収集、必要な啓発活動を行います。



## 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
地域の政策・意思決定女性参画促進事業	市町村の施策や意思決定の場に女性人材の参画が進むよう、行政職員を対象に、地域団体等との協働や男女共同参画の視点での事業企画の手法を学ぶ実践研修を行います。また、地域で活動する団体等を紹介するサイト「地域のすばる」を運営します。		男女共同参画推進課
県の審議会等における女性委員の登用推進	県の審議会等における女性の登用を促進する取組を進めます。		全庁・教育庁
市町村審議会等における女性比率の調査・公表	市町村審議会等の女性委員に関する調査を行い、各市町村の女性登用率を公表するとともに女性人材情報の提供など支援を行います。		男女共同参画推進課
農業委員会における女性委員の登用推進	関係機関(農業会議、市町村)との連携のもと、農業委員会に男女共同参画に関する啓発を行い、女性農業委員の登用を促進します。		経営技術支援課
農業協同組合における女性役員の登用推進	指導機関(JA福岡中央会)との連携のもと、農業協同組合における女性役員の登用を促進します。		団体指導課
漁業協同組合における女性役員の登用推進	漁協系統組織(県漁連、福岡有明海漁連等)との連携のもと、漁業協同組合における女性役員の登用を促進します。		水産局漁業管理課

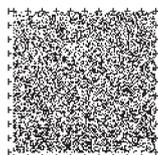


## 柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

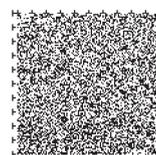


### <現状・課題>

- DVや性暴力、セクシュアルハラスメントは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難につながることもあるため、暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保が必要です。
- 約3割の女性がDVを受けた経験があり、警察と配偶者暴力相談支援センターでの相談等件数は、年間4,000件を超えるなど、依然として多くの相談が寄せられています。
- 新型コロナウイルスの影響により、DVの増加が懸念されることから、相談体制の充実を図る必要があります。
- 交際相手からの暴力である「デートDV」に関する認識度は、県民意識調査によると33.8%と低く、家庭内だけでなく交際相手からのデートDV防止の啓発を更に進める必要があります。
- DVは、主に家庭内や親密な関係の中で行われ、外部から発見しにくく、被害者が相談をためらい、被害が深刻化する傾向にあるため、早期の相談や保護につながする必要があります。
- 性犯罪については、平成25(2013)年度に、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置し、24時間・365日相談を受け付けるなど、性暴力被害者支援の充実を図ってきています。性犯罪の認知件数は、減少傾向にあるものの、依然として、年間300件以上発生している状況です。
- 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」に基づき取り組んでいる性暴力根絶に向けた教育、性暴力被害者支援、加害者の再犯防止対策などの取組みを更に進める必要があります。
- 企業におけるセクシュアルハラスメントについては、男女雇用機会均等法により、相談窓口の設置、セクシュアルハラスメントに対する対処方針の周知、セクシュアルハラスメントの相談をした者に対する事業主による不利益な取扱い禁止など対策が強化されてきました。一方で、企業内でのセクシュアルハラスメントに加え、フリーランスの人に対する発注者からのセクシュアルハラスメント、大学、スポーツ界、就職活動の場におけるセクシュアルハラスメントなど、様々な場面でハラスメントが問題となっています。



- ひとり親家庭のうち、母子家庭の母の約半数が非正規雇用であり、その年収は200万円台にとどまるなど厳しい生活を余儀なくされています。  
また、子どもの養育費を受給している母子家庭は、4分の1に満たず、養育費の確保に向けた取組みが重要です。
- 障がいのある女性、外国人女性、部落差別を受ける女性は、障がいがあること、外国人であること、部落差別などに加えて、女性であることで複合的に困難な状況に置かれないう、生活や就業面の支援や人権擁護の取組みが重要です。最近では、性的少数者の人権問題が顕在化しており、性同一性障害や性的指向を理由に困難な状況に置かれないう、その理解の促進など新たな取組みが求められています。
- 生涯を通じ健康を維持することは、いきいきと働き、社会で活動するための重要な基盤です。平均寿命が延び人生100年時代が到来する中、健康寿命を延ばし、学び・働き続けられる環境づくりが求められています。
- 女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。
- 体力の向上や健康の保持増進を図るとともに、生きがいや仲間づくりのため、スポーツの活用が重要です。「県民の運動・スポーツに関する調査」（福岡県 平成29（2017）年）によると、1年間にスポーツを「まったく行わなかった」割合は、女性が27.7%で男性を6.5ポイント上回っており、スポーツを推進することが必要です。
- 男性は女性に比べ自殺者が多く、長時間労働や、「男は容易に弱音を吐くべきではない」という考えにより、悩みや問題を一人で抱え込み、孤立しがちであることが一因と考えられます。
- 平成29（2017）年の九州北部豪雨をはじめ、福岡県では4年連続して豪雨災害が発生しています。防災・減災対策、避難所運営などの被災者支援、災害からの復興といった各場面において、女性の視点で対応することが必要とされており、意思決定の場や現場において活躍する女性の育成が求められています。



## <施策の方向>

### (1) 人権を侵害する暴力の根絶

#### ① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

- 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、DVの根絶に向けた啓発を推進し、被害の防止に努めます。
- 相談体制の充実、被害者の保護と安全の確保及び自立のための支援について、関係団体と連携し総合的な対策を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症による社会変化を踏まえ、メールやSNSによる相談ができるよう、取組みを進めます。

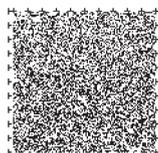
※本計画におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者（事実婚を含む）や配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力。

※「暴力」とは、

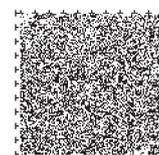
- ・身体的なもの（殴る、蹴る など）
- ・精神的なもの（大声でどなる、無視する、行動を制限、監視・束縛 など）
- ・経済的なもの（生活費を渡さない、借金をさせる など）
- ・性的なもの（性行為の強要、避妊に協力しない など）

#### 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
DV根絶に向けた啓発	様々な機会を活用し、広く県民に対して暴力を容認しない意識及びDVに関する正しい理解を進める啓発、法律に基づく支援制度について周知を図ります。 交際相手からの暴力（デートDV）の防止のため、様々な機会を活用して、中学生、高校生、大学生などの若年層への啓発の充実を図ります。		男女共同参画推進課
			人権・同和対策局調整課
			教育庁義務教育課 教育庁高校教育課 教育庁特別支援教育課
被害防止体制の構築	相談窓口の周知や医療・保育や学校関係者、民生委員など被害者を発見しやすい立場にいる関係者へ、研修等によりDVの早期発見、通報の必要性などについて理解を深めます。また、加害者対策について情報収集を行い、研究・検討を行います。		男女共同参画推進課
			警察本部人身安全対策課



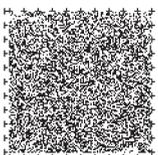
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
相談体制の充実	女性相談所や配偶者暴力相談支援センターのそれぞれの役割に応じた機能の充実を図ります。また、市町村に対し、婦人相談員を配置するなど支援体制の強化を働きかけます。男性や性的少数者の被害者に適切に対応するため、男性相談や性的少数者向けの相談を実施します。また、相談員や関係職員の資質向上に向けた研修を実施します。		男女共同参画推進課
	若年女性を対象に、夜間見回りによる声掛けなどのアウトリーチや電話・メール等による相談、安心・安全な居場所の提供、公的機関への同行支援等を実施します。		男女共同参画推進課
	相談員や関係職員の資質向上に向けた研修を実施します。		警察本部被害者支援・相談課
一時保護体制の充実	被害者の安全・安心を重視し、本人の意思を尊重するとともに、一人ひとりの状況に応じた一時保護所・支援体制の充実を図ります。障がいのある人や高齢者など被害者の状況をふまえた一時保護委託先の拡充を図ります。配偶者暴力相談支援センターと児童相談所や市町村の連携強化や一時保護所の機能充実等により、被害者が同伴する子どもの適切な保護、心理的ケアや保育機能の充実を図ります。		男女共同参画推進課
被害者の安全確保	被害者への身体的暴力が行われていると認めるときは、被害者の意思を尊重しながら、加害者に対する検挙・警告等の措置を講じるとともに、避難など被害者の援助を行います。裁判所が保護命令を発した時は、被害者に対して留意事項等を伝達するとともに、加害者への指導警告等を行います。		男女共同参画推進課
			警察本部人身安全対策課
被害者の自立のための住宅確保の支援	被害者が安心して暮らすことができる生活基盤の確保のため、住宅確保の支援として、県営住宅の抽選方式募集における倍率優遇措置等を行うとともに、地域優良賃貸住宅において被害者世帯も入居対象とします。		県営住宅課 住宅計画課
	DV被害者を含む住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保を支援するため「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく居住支援法人の指定とセーフティネット住宅の登録・情報提供を行います。		住宅計画課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
被害者の自立のための支援	被害女性の経済的自立のため、職業訓練の受講機会の提供や県の関係機関との連携による就業支援を行うとともに、児童扶養手当などのひとり親家庭支援制度や生活保護制度について情報提供を行います。また、保護施設等との連携強化により、被害者の状況に応じた自立支援を効果的に行います。	1-(1) ④ 2-(2) ①	労働局新雇用開発課
			児童家庭課
			保護・援護課
			男女共同参画推進課
被害者の情報保護	被害者の個人情報保護に関し、市町村における閲覧制限などの適正な措置について市町村への周知を徹底します。国民健康保険に関する市町村に対する実地調査の際、DV被害者の国民健康保険の適用について、聴取し、制度の周知を行います。		男女共同参画推進課
			市町村支援課
			医療保険課
	学校等において被害者の児童生徒の安全確保、個人情報保護について適切な対応を進めます。		教育庁義務教育課 教育庁高校教育課 教育庁特別支援教育課
関係団体との連携強化	配偶者からの暴力防止対策連絡会議（中央ネット）の参加機関の追加など組織機能の強化や内容の充実を図ります。また、市町村に対して被害者の情報保護や行政手続きのワンストップ化等、被害者の支援を充実させるための庁内連絡会議の設置を働きかけます。		男女共同参画推進課

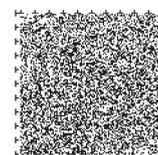
## ② 性暴力等の根絶及び被害者支援

- 性犯罪をはじめとする性暴力の根絶に向けた教育、研修、広報啓発の推進、性被害者支援の充実、加害者の再犯防止対策など、総合的な対策を行います。
- ストーカーや売春、児童ポルノ等の事案の取り締まりの強化、被害者の保護や立ち直りの支援を行います。



【主要な施策、事業、取組み】

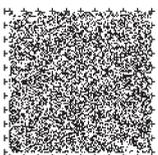
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営	性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を運営します。センターでは、相談員が電話での相談に応じ、さらに、面接相談や、産婦人科医療をはじめとする医療面のケア、警察等への付添い、被害回復に必要な医療費等に対する公費支出など、被害直後から総合的な支援を行います。また、心理専門職を配置し、子どもの性被害に的確に対応します。		生活安全課
性犯罪被害防止に向けた広報啓発	性犯罪撲滅街頭キャンペーンの実施や被害に遭いやすい年齢層に対する性犯罪被害防止の啓発冊子の作成配布などを行います。		生活安全課
性暴力根絶のための広報啓発	性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、小・中・高・大学生及び県民・事業者に対して性暴力根絶に向けた啓発冊子の作成配布、SNSやインターネットを活用した広報、啓発動画の作成を行います。		生活安全課
学校や事業所等への性暴力対策アドバイザー派遣	児童・生徒に対して性暴力根絶及び性暴力被害者支援に関する総合的な教育などを行うアドバイザーを派遣します。		生活安全課
性暴力加害者の社会復帰支援	性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰のため、再犯防止専門プログラムの実施や生活の自立を支援します。		生活安全課
性暴力対策に関する「協議・検討の場」の設置	福岡県性暴力根絶条例の的確な運用を図るため、関係機関との連携を強化します。		生活安全課
性暴力対策アドバイザー養成講座の案内	スクールカウンセラーが、性暴力についての認識を深め、児童生徒からの相談にも適切に対応できるよう、性暴力対策アドバイザー養成講座について関係機関と連携して案内します。		教育庁義務教育課 教育庁高校教育課 教育庁特別支援教育課
性暴力の根絶等に関する総合的な教育	性暴力根絶条例に基づき、小学校、中学校、高等学校等において、児童・生徒の発達段階に応じ、性暴力の根絶等に関する総合的な教育を、性暴力対策アドバイザー派遣事業により実施します。		教育庁高校教育課 教育庁義務教育課 教育庁特別支援教育課 教育庁人権・同和教育課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
性犯罪への適切な対応及び被害者への支援	加害者に対する的確な刑罰法令の適用を行います。被害者が安心して被害の届出ができる環境を整備します。被害者の精神的負担の防止・軽減を図るため、被害者の事情聴取等に従事する性犯罪捜査官を指定します。		警察本部捜査第一課
女性警察官に対する研修の実施	性犯罪事件捜査等に携わる女性警察官を警察学校に入校させ、精神科医、検察官や本部専務員を招聘し、被害者の精神状態やそれに伴う被害者対応要領、証拠採取要領等の講義を受講させます。		警察本部捜査第一課
ストーカー事案対策の推進	ストーカー事案に対して取締りを強化するとともに、被害者の安全確保を最優先に迅速かつ組織的に対応します。若年層や社会人等に対するストーカー被害に遭わないための広報啓発活動を推進します。		警察本部人身安全対策課
売春事犯等の取締りの強化	売春事犯、人身取引事犯等の取締りを強化します。関係業種に対する行政処分及び行政指導の徹底を図ります。		警察本部生活保安課
児童買春、児童ポルノ事犯等の取締りの強化	少年の福祉を害する児童買春、児童ポルノ事犯等の取締りを強化するとともに、被害少年の発見・保護及び立ち直り支援を推進します。		警察本部少年課
アダルトビデオ出演強要問題への適切な対応	違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正な取締りを行います。若年女性を対象とした教育や広報啓発・情報発信活動等を通じて、被害防止対策を行います。		警察本部生活保安課
相談体制の充実 性犯罪被害相談電話「# 8103」の周知	性犯罪被害相談電話「# 8103」により、性犯罪被害者の立場に立った相談対応を行い、関係機関と連携し、きめ細やかな支援を行います。効果的な広報を行い、県民への周知に努めます。		警察本部 被害者支援・相談課

### ③ セクシュアルハラスメントの防止

- 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメントなど職場で直面するトラブル等の相談に応えます。



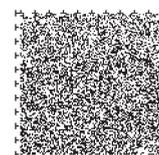
【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
トップリーダー啓発事業（企業に対する啓発）	事業主及び企業の人事労務責任者等を対象に、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係法制度等の周知徹底を図るための研修会を実施します。	1-(1) ① 1-(1) ②	労働局新雇用開発課
労働相談の実施	労使関係、労働条件、労働福祉等に関する問題の解決のため事業主や労働者を対象とした情報提供や労働相談等を行います。	1-(1) ① 1-(1) ③	労働局労働政策課
総合相談・専門相談の実施	生き方や離婚・家族関係などすべての人が抱える広範囲な悩みに関する総合相談（電話・メール・面接）を実施します。総合相談のうち、専門家の助言が必要な場合には専門相談（法律相談、就業援助相談など）を実施します。	1-(1) ① 1-(1) ③ 2-(2) ②	男女共同参画推進課
職員に対するハラスメント防止対策	ハラスメント防止に係る研修を職員研修所で実施するほか、所属研修を実施する際の活用資料の情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。	1-(1) ①	人事課
	ハラスメントについて、職員研修所における研修受講の促進や所属研修を実施する際の活用資料等の情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。	1-(1) ①	教育庁総務企画課
	ハラスメントに関し、メールマガジン等による情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。	1-(1) ①	教育庁教職員課
	良好な職場環境の確保するため、各種教養を通じてハラスメントに関する職員の意識改革を行うなど、ハラスメント防止対策を推進します。	1-(1) ①	警察本部警務課

(2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

① ひとり親家庭等への支援

- ひとり親家庭の親及び寡婦の経済的自立と生活の安定を図るため、生活支援や就業支援、養育費相談を行うとともに、子どもの学習支援を推進し、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組みを進めます。

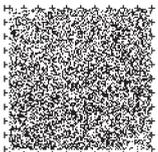


## 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の親及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、無利子又は低利での資金の貸付を行います。		児童家庭課
母子・父子自立支援員による支援	婦人相談員兼母子・父子自立支援員を県保健福祉(環境)事務所に配置し、相談に応じ自立に必要な支援を実施します。		児童家庭課
ひとり親サポートセンター事業	就業相談員による相談や、就職に役立つ資格の取得・スキルアップを目指した就業支援講習会など、就業までの総合的な支援を実施します。また、養育費について、弁護士による無料法律相談や、電話による弁護士相談「養育費・ひとり親110番」等を実施します。		児童家庭課
ひとり親家庭への家庭生活支援員派遣	ひとり親家庭の親及び寡婦が疾病等のため一時的に家事援助、保育等のサービスが必要な場合等に、家庭生活支援員を派遣します。		児童家庭課
就業支援のための給付費の助成	ひとり親家庭の親の職業能力の開発や資格取得のための給付金を支給します。		児童家庭課
子育て女性就職支援センター事業	子育て中の女性を対象に就職相談、就職支援情報や保育情報の提供、就職サポートセミナーの開催や求人開拓、就職あっせんまで一貫した支援を行います。	1-(1)④ 2-(1)①	労働局新雇用開発課
ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭に大学生等のボランティアを派遣し、子どもの学習支援を行うとともに、子どもの良き理解者として進学相談等に応じます。		児童家庭課
生活困窮者の自立支援	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。	2-(2)②	保護・援護課

### ② 高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備

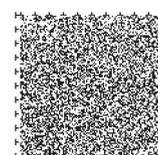
- 高齢女性が、地域で安心して暮らしていけるよう支援するとともに、意欲ある高齢者が経験・知識・技能を活かして生活できるよう取り組みます。
- 障がいのある女性に対する虐待防止や雇用の推進を図るため、障がいに対する理解を深める啓発に取り組みます。



- 外国人女性が異なる言語や文化、価値観の違い、地域における孤立などの困難な状況に置かれないよう、国際理解のための啓発を推進するとともに、外国語による各種情報提供や相談への対応を行います。
- 部落差別問題に加えて、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないよう、部落差別についての正しい理解を深めるための啓発に取り組みます。
- 性的指向や性自認などを理由として困難な状況に置かれることのないよう、人権教育・啓発を推進するとともに、DV相談等においては、性的少数者の被害者に適切に対応するため、性的少数者を対象とした専用の相談を実施します。
- 様々な人権課題に加え、女性であることで、複合的に生活上困難な状況などに置かれないよう、相談支援など権利擁護の取組みを行います。

**【主要な施策、事業、取組み】**

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
70歳現役社会づくりの推進	年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて活躍し続けることができる「70歳現役社会」を実現するため、「高齢者の活躍の場の拡大」、「就業・社会参加支援」、「意識改革」に取り組みます。		労働局新雇用開発課
一人暮らし高齢者見守り活動	ひとり暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう地域における見守り活動を推進します。		高齢者地域包括ケア推進課
地域包括支援センターの機能強化	市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした地域包括システムの構築を図るための研修を実施します。		高齢者地域包括ケア推進課
高齢者の虐待防止・権利擁護	高齢者虐待防止に対する対応力向上を図るための研修を実施します。		高齢者地域包括ケア推進課
	施設職員を対象とした高齢者虐待防止に関する研修等を実施するとともに、身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催し、施設における身体拘束をなくす取組みを推進します。		介護保険課
障がい者雇用の促進	事業主等を対象とした障がい者雇用に係る普及・啓発と、求職障がい者の就業支援及び在職障がい者の職場定着を図るための事業を実施します。		労働局新雇用開発課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
障がい者の職業訓練	障がい者の職業能力開発、就職支援のため、福岡障害者職業能力開発校において施設内訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施します。		労働局職業能力開発課
障がい者の虐待防止・権利擁護の推進	市町村、障がい福祉サービス事業所等の職員を対象に障がい者虐待防止・権利擁護に関する知識・支援技術にかかる研修を実施します。		障がい福祉課(障がい福祉サービス指導室)
障がいを理由とする差別の解消の推進(県障がい者差別解消専門相談)	障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談に対応します。		障がい福祉課
DV防止外国語リーフレットの配布	DV被害の防止、相談窓口の周知を図るための外国語の啓発資料を配布します。		男女共同参画推進課
外国語による各種情報提供	国際交流事業、国際交流団体、相談窓口等の情報を日本語・英語・中国語・ハングルで紹介する情報誌を作成します。		国際局国際政策課
外国語による相談の実施	相談窓口をアクロス福岡のこくさいひろばに設置し、電話、来所、メール等による相談に対応します。		国際局国際政策課
地域日本語教室運営ボランティア支援	県内在住の外国人にとって生活上不可欠な日本語の教室を運営しているボランティアを対象に、スキルアップセミナー等を実施します。		国際局国際政策課
公正採用選考啓発	公正な採用選考の実現のため、雇用主等に対する啓発を実施します。		労働局労働政策課
人権教育・啓発の推進	「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき毎年度、実施計画を作成し、人権施策をより効果的に推進します。女性や性的少数者を含めた様々な人権問題をテーマとした県民講座や人権啓発ラジオ番組により、県民の人権意識の高揚に取り組めます。専門講師をあっせん・派遣し、地域や企業等における同和問題や女性の人権問題などに関する啓発に取り組めます。		人権・同和对策局調整課
生活困窮者の自立支援	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。	2-(2)①	保護・援護課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
総合相談・専門相談の実施	生き方や離婚・家族関係などすべての人が抱える広範囲な悩みに関する総合相談（電話・メール・面接）を実施します。総合相談のうち、専門家の助言が必要な場合には専門相談（法律相談、こころの健康相談、DV相談、就業援助相談）を実施します。	1-(1) ① 1-(1) ③ 2-(1) ③	男女共同参画推進課

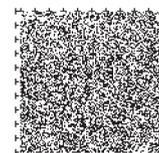
### (3) 生涯を通じた男女の健康支援

#### ① 生涯にわたる男女の健康支援

- 女性のライフサイクルに応じた健康支援を行うとともに女性特有のがんなどの疾患予防に取り組みます。
- 健康寿命を延ばし、一人ひとりが長生きしてよかったと実感できる社会を実現するため、生活習慣病の予防、改善に向けた取り組みを行います。
- 性別にかかわらず、自殺防止に向けた相談や心の健康等の悩みの相談を受け付け、心身の健康維持に取り組みます。

#### 【主要な施策、事業、取り組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
生涯を通じた女性の健康支援事業	健康教育、健康相談を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ります。HTLV-1 母子感染対策を実施します。(妊婦への啓発及び関係職員への研修。)		健康増進課
がん検診精度管理事業(集団検診協議会、乳がん検診実施体制整備)	集団検診協議会へ補助することにより、集団検診の普及向上、調査研究並びに教育等を実施します。マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修、乳がん検診精度管理委員会を開催します。		がん感染症疾病対策課
がん検診精度管理事業(集団検診協議会)	集団検診協議会へ補助することにより、集団検診の普及向上、調査研究並びに教育等を実施します。		がん感染症疾病対策課
がん検診受診率向上対策事業	従業員やその家庭に対し、がん検診の受診を働きかける「働く世代をがんから守るがん検診推進事業所」を登録・支援します。検診受診率向上のため、中小事業所に健康づくり実践アドバイザーを派遣します。		がん感染症疾病対策課 健康増進課



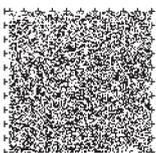
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
ふくおか健康づくり 県民運動事業	県民の健康寿命の延伸を目指し、様々な分野の関係団体が一体となって、多様な事業を通じ、県民の自主的な健康づくりを県民運動として展開します。		健康増進課
自殺防止総合相談窓口	自殺予防ホットライン（2回線）を運営します。		健康増進課 （こころの健康づくり推進室）
心の健康づくり推進事業	保健福祉（環境）事務所及び精神保健福祉センターでの精神保健福祉相談を実施します。（電話、来所）		健康増進課 （こころの健康づくり推進室）

## ② 妊娠・出産の健康支援

- 女性が安心して妊娠・出産するための支援や不妊治療への支援を行うとともに性感染症対策や学校における性教育の充実を図ります。

### 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
子育て支援電話相談事業（にんしん SOS ふくおか）	妊娠期から育児期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。		健康増進課
周産期医療対策事業	母子の身体や生命に影響が大きい周産期について、安心して快適に過ごせるよう周産期医療対策の充実を図ります。		医療指導課
不妊治療等支援事業	不妊症・不育症に関する医学的相談や、心の悩みに関する相談対応に応じ、精神的サポートを行うとともに、不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。		健康増進課
エイズ・性感染症対策の推進	エイズや性感染症に関する正確な情報の普及啓発、検査、相談、医療体制整備等を図ります。		がん感染症疾病対策課
学校における性に関する指導の充実	学校における性に関する指導充実のための県指導主事等研修会での周知及び保健主事研修会、養護教諭基本研修会等各種研修会を通じての指導を行います。		教育庁体育スポーツ健康課



### ③ 女性のスポーツ活動の推進

- 女性がスポーツに親しむ環境づくりなど女性のスポーツ活動の推進を図ります。

#### 【主要な施策、事業、取組み】

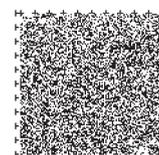
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
女性がスポーツに親しむためのプログラムの提供	女性が参加しやすいヨガやダンス、フィットネス等の女性の関心が高い健康づくりのためのプログラムを総合型地域スポーツクラブで実施します。		スポーツ振興課
女性のニーズを理解したスポーツ指導者の育成・配置促進	身近な場所で女性が気軽にスポーツを行うことができるよう、女性の視点に立ったスポーツ指導者を育成するため、スポーツ推進委員研修会において指導者の育成を行います。		スポーツ振興課
スポーツ団体における女性役員等の登用促進	女性の視点に立ったスポーツ活動の推進を図るため、本県スポーツ推進計画策定の際のスポーツ推進審議会における女性委員の積極的登用など女性役員等の登用推進を図ります。		スポーツ企画課
女性アスリートの育成	女子競技の強化拠点づくりを行い、発掘事業等を実施します。また、女性指導者育成・派遣事業等も実施し、女性アスリートの育成・強化を推進します。		教育庁体育スポーツ健康課
女性アスリート活躍支援事業	女性アスリートが、競技と社会・家庭生活を両立できるよう、ライフスタイルの変化に対応した適切なサポート体制を構築し、女性の活躍推進を図ります。		スポーツ振興課

### (4) 防災・復興における男女共同参画の推進

- 防災・災害復興の企画立案への女性の参画を進めるとともに、自主防災組織等への女性の参画促進、女性被災者に配慮した支援を行う体制づくりを促進します。

#### 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
女性の視点をとり入れた防災・災害復興の企画立案	防災計画や各種対応マニュアルの策定、その他防災等の企画立案において、女性の参画を促進することで女性のニーズに配慮するよう努めます。		防災危機管理局防災企画課



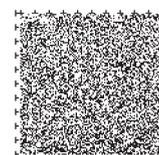
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
被災時の男女ニーズの違いの啓発及び自主防災組織への女性の参画促進	地域住民向け防災啓発事業の企画立案及び講演内容において、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。自主防災組織のリーダー研修を通じて、女性の参画の重要性を説明し、自主防災組織への女性の参画を促進します。		防災危機管理局防災企画課
			防災危機管理局消防防災指導課
男女共同参画の視点を持った災害対応人材育成事業	男女共同参画の視点をもって防災・復興に対応できる人材の育成を通じて、平常時からの地域コミュニティの男女共同参画を推進します。	1-(3) ①	男女共同参画推進課
災害発生時の相談の実施	災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題などに対応するため、電話相談を実施します。		男女共同参画推進課

## 柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進



## ＜現状・課題＞

- 男女共同参画社会の実現には、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要であるという意識を育むことが必要です。
- 「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成しない人の割合は、増加しているものの、依然として約4割の人が賛成しており、性別による役割分担意識の解消に向け、更なる啓発が必要です。
- 女性は、男性に比べ、責任の重さ、知識、能力面での不安などから、役職、公職への就任に消極的な傾向があります。女性のリーダーを増やすには、このような不安の解消に向けた取組みとともに、女性自身の意欲の向上や社会全体で女性の活躍を応援する気運を高めることが重要です。
- 就労の場、地域社会、学校、メディア等の様々な場面において、性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消する必要があり、報道機関をはじめとする各種メディアは、県民の意識に与える影響が大きいことから、ジェンダーの視点を持った報道や広報・広告が求められています。
- ジェンダー平等を達成し、すべての女性・女兒の能力強化を行うことを目標の1つに掲げるSDGs（持続可能な開発目標）が平成27（2015）年9月国連サミットで採択され、国においては、総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が設置され、官民あげての取組みが始まっています。
- 男女共同参画社会の実現には、男性が、家事、育児、介護等に主体的にかかわることの大切さを理解し、家庭内において実践することが重要です。
- 県民意識調査では、男性が女性とともに家庭や地域活動に積極的に参加するために必要なこととして、「社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動について、その評価を高めること」と回答した割合が、30代の男女ともに約40%と他の世代に比べて高くなっています。子育て世代は、男性も家庭や地域活動に参画するために企業や社会全体の意識改革を求めています。
- 子どものころから男女がともにひとりの自立した人間として互いの人格や個性を尊重し、自らの意思によって行動できるよう、子どもの成長段階に応じた教育を行う必要があります。
- 理工系学生に占める女性の割合が低いなど、進路に偏りがあり、女性の



職業選択に大きな影響を与えています。男女ともに固定的な性別役割分担意識にとらわれない主体的な進路、職業選択を可能とするキャリア教育、進路指導を行う必要があります。

## <施策の方向>

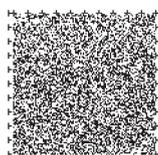
### (1) 男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革

#### ① 性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

- 男女共同参画についての理解を広げ、女性がいきいきと働き活躍する社会づくりに向けた気運醸成を図るため、幅広い層への啓発や研修を行います。
- 男女の固定的な役割分担意識の解消に向け、報道機関と連携して広く県民に情報発信することにより、アンコンシャス・バイアスに関する認知と理解の促進を図ります。

#### 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
男女共同参画フォーラムの実施	男女の自立及び男女共同参画社会づくりについての世論を喚起し、男女共同参画を推進する団体の活動を促進するため、「あすばる男女共同参画フォーラム」を開催します。		男女共同参画推進課
男女共同参画表彰の実施	県民、団体及び事業者の男女共同参画に関する取組みへの意欲を高めるため、条例で定める県男女共同参画の日（11月第4土曜日）にあわせ、男女共同参画の推進に関して著しく功績があり、他の模範と認められる取り組みを行っている県内の個人、団体、企業を表彰します。		男女共同参画推進課
県広報媒体における男女共同参画の情報発信	男女共同参画社会について、下記の媒体により県民に対し広報啓発を実施します。 ・各戸配布広報紙「福岡県だより」 ・新聞紙面購入「福岡県からのお知らせ」 ・広報誌「グラフふくおか」 ・県政広報番組（テレビ・ラジオ） ・ふくおかインターネットテレビ		県民情報広報課
男女共同参画情報の発信	ライブラリーを運営し、男女共同参画に関する図書、雑誌等の資料の収集、閲覧・貸出を行うとともに、定期情報誌の作成発行やインターネットを活用して、男女共同参画に関する講座・セミナー案内、相談案内などの情報を提供します。また、各分野で活躍する県内の女性ロールモデル等の情報を収集し、ホームページ等で発信します。		男女共同参画推進課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
男女共同参画の視点に立った行政広報の推進	行政広報・出版物について、固定的な性別役割分担に基づく表現などにならないよう「行政広報物における表現のガイドライン」等を用いて県や市町村の職員へ周知を図ります。		男女共同参画推進課
男性の家事・育児への参画促進	男性が主体的に家事・子育てにかかわることができるよう、また、それを応援する気運を高めるため、企業や家庭に対し、男性が家事・子育てにかかわることの大切さや意義等について啓発します。また、市町村が行う男性などを対象とした子育て支援セミナーなどの取組に対して助成を行います。		男女共同参画推進課
			子育て支援課
アンコンシャス・バイアスの認知と理解に向けた普及・啓発	アンコンシャス・バイアスの認知と理解を深めるため、啓発素材を作成し、広報啓発を実施します。また、報道従事者等を交えてアンコンシャス・バイアスに関する勉強会を開催し、県民や企業に対して普及啓発を図ります。		男女共同参画推進課(女性活躍推進室)

## ② SDGs の理解促進

- 男女共同参画についての広報・啓発活動において、SDGs の考え方も示しながら、更なる理解を促進します。

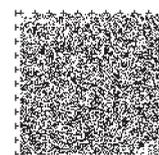
### 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
SDGsに関する広報・啓発	あすばるライブラリーにおけるSDGsに関する企画展の開催や情報誌、各種講座等を通じ、SDGsの考え方を広報・啓発します。		男女共同参画推進課

## (2) 学校教育における男女共同参画の推進

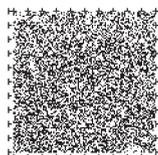
### ① 男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進

- 男女共同参画と人権尊重の理念に基づく教育を進めます。教職員等の男女共同参画についての理解促進を図り、男女がともに家庭や地域を担い、社会において個性と能力を発揮するための教育を推進します。



## 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
男女共同参画教育の推進	幼稚園、小学校、中学校において、発達段階に応じた男女共同参画教育を教育課程に位置付けるとともに、学校の教育活動全体を通して実施していくよう指導・助言します。「男女共同参画教育指導の手引」(H31.3改訂)の活用を通じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、男女平等の意識を高めるとともに、一人一人の個性や能力を伸長し、発揮させるよう指導の充実を図ります。市町村教育委員会に対して男女共同参画教育に関する指導・助言、情報提供を行います。高等学校においては、学校の教育活動全体を通して実施していくよう指導、助言します。		教育庁義務教育課 教育庁高校教育課
	男女平等観に立った教育の充実について、私立学校に対して情報を提供します。		私学振興・青少年育成局私学振興課
家庭科等の学習内容・方法の充実	小学校家庭科では、生活に必要な知識と技能を習得させるとともに、男女が協力して家庭生活を築き、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を養うよう指導の充実を図ります。中学校技術・家庭科の家庭分野では、生活の自立に必要な衣食住に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに男女が協力して家庭生活を築き、生活をよりよくしようとする能力と態度を養うよう指導の充実を図ります。		教育庁義務教育課
	高等学校家庭科の学習においては、共に協力して家庭を築くことの意義や重要性について理解を深めることができるように学習の充実を図ります。		教育庁高校教育課
	学校における家庭科の学習内容・方法の充実について私立学校に対して情報を提供します。		私学振興・青少年育成局私学振興課
校長等管理職への男女共同参画の理解促進	校長等管理職研修会で、男女共同参画の基本理念や男女共同参画教育の視点を取り入れた学校経営等についての研修を継続します。		教育庁義務教育課
	高等学校においては、各研修会において、男女共同参画についての講義等を盛り込み、その充実・推進を図ります。		教育庁高校教育課
	福岡県私学協会の主催する各種研修会に情報提供及び助言を行います。		私学振興・青少年育成局私学振興課



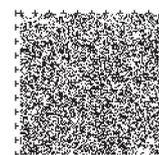
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
男女平等の視点に立った学校内慣行の見直し	学校行事等は、児童生徒の発達段階に応じて進め、実施に当たっては、社会慣行としての性別による偏りにとらわれないよう指導内容や指導方法を検討し、見直しながら推進するよう指導・助言を行います。男女混合名簿の使用状況等を把握し、使用目的、使用方法、使用する際の配慮等について指導・助言を行います。		教育庁義務教育課
	教育指導計画により、生徒名簿の形式を調査します。		教育庁高校教育課
	文部科学省等の依頼に基づき、私立学校に対して情報を提供します。		私学振興・青少年育成局私学振興課
人権教育・啓発の推進	<p>様々な研修会の中で、女性の人権に関する問題を取り上げます。また、人権教育教材「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」の有効活用等を通して、女性の人権に関する問題の解決を目指した教育の推進に努めます。</p> <p>性同一性障害やいわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒の心情等に配慮した対応を進めるよう、主管研修等において周知します。</p> <p>人権・同和教育冊子等を作成・発行します（女性の人権尊重や男女共同参画社会の形成に関する内容も含む）。</p> <p>県内における人権教育の推進及び充実が図られるよう、各種研修会を実施します。</p>		教育庁人権・同和教育課

## ② 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに社会性や勤労観・職業観をはぐくみ、主体的に進路を選択できる力を身に付けることができるよう、進路指導の充実を図るとともに、就労体験やインターンシップなど各成長段階に合わせたキャリア教育を実施します。

### 【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
未来の女性医師発掘事業	女性医師を講師とする出前講座の実施により、女子高校生の医学部への進学意欲を高め、将来の女性医師を増やすことにより、医療施設における医師の確保を図ります。		医療指導課 (医師・看護職員確保対策室)



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
キャリア教育・進路指導の充実	小・中学校において、児童生徒が将来に対する目的意識を持ち、主体的に自己の進路を選択決定して自己実現ができる能力や態度を育てるために、職業選択を自立の基礎として位置付けた進路指導の充実を図り、キャリア教育の視点に立った教育活動を推進します。文科省作成の「キャリア教育の手引き」を活用し、一人一人の個性や能力に応じた進路指導の充実を図ります。進路指導に関する調査や関係諸機関との連携の在り方の研究を行い、進路指導の充実に係る研修会への指導・助言を行います。		教育庁義務教育課
	高等学校においては、学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的に進路指導が行えるよう指導します。文科省作成の「キャリア教育の手引」を活用し、生徒の能力・適性及び進路希望等の多様化に伴い、各学校において適切な進路指導に関する手引きを作成するように指導します。進路指導主事に対して、その職務に必要な研修を実施します。		教育庁高校教育課
	キャリア教育・進路指導に関する情報提供を私立学校に対して行います。福岡県私学協会が主催する各種研修会に情報提供及び助言を実施します。		私学振興・青少年育成局私学振興課
高校生キャリア教育推進事業	望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、進路を主体的に選択できるよう、各種経済団体等との連携を深め、社会人講座をインターンシップ前に実施するなど、働く意義を理解させ、インターンシップの取組みを充実させます。		教育庁高校教育課
勤労教育、就労体験の促進	小・中学校において、全校美化の行事、各種勤労体験や生産活動、ボランティア活動等を学校行事として教育課程に位置付け、勤労の大切さを体得させる指導の充実を図ります。総合的な学習の時間等において、職場体験活動、地域奉仕活動、環境美化活動等を取り入れる等、働く喜びを味わわせるとともに、勤労観、職業観等の育成を目指して勤労体験を一層促進します。		教育庁義務教育課
	高等学校においては、学校の教育活動の中で、生徒が勤労に対する意識を高められる機会を設定し、キャリアガイダンスが充実するように推進します。インターンシップ(就業体験)の充実と推進を図ります。		教育庁高校教育課
	私立学校に対して勤労教育や就労体験について情報を提供します。私立高校生インターンシップを県庁で受け入れます。		私学振興・青少年育成局私学振興課
県内国立大学との連携・協力	県内国立大学と連携し、高校生対象のセミナーを実施します。また、女子生徒の理工系等への関心を高める資料の提供などを行います。		教育庁高校教育課

